

地域医療構想策定に係る今後の進め方について

「県の構想区域の設定方針（案）」

(H27.9.8 秋田県医療審議会協議資料)

今後の進め方等

現行の二次医療圏と同じ区域で設定することとしたい。

○ 他の地域への患者流出が多い北秋田地域及び湯沢・雄勝地域における今後の医療提供体制の整備に当たっては、基本的には秋田県医療保健福祉計画で掲げる方向性を目指すこととし、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の高度急性期で対応すべき医療機能が必要とされる疾病については、疾病ごとに医療連携体制の構築に努めることとする。

○ そのため、この2地域における2025年の医療提供体制や施策を検討する際には、隣接する地域と合同で検討するなど、地域における構想の内容に齟齬が生じないように、調整を図ることとする。

○ 国のガイドラインでは、次期医療計画で「構想区域＝二次医療圏」が適当とされているので、計画の改定に向けて、来年度以降の各地域の地域医療構想調整会議において、病床機能の分化・連携の具体的な協議と併せて、引き続き構想区域の設定も検討していくこととする。

現行の二次医療圏と同じとし、地域医療構想を策定する。

◎ 疾病ごとの連携体制については、現行の秋田県医療保健福祉計画の方針を踏まえつつも、医療需要や医療資源の状況を鑑み、改めて2025年の体制を想定する。なお、構想区域内で対応すべき回復期機能や在宅医療などに関して、推計される2025年の医療需要から見て不足する部分については、病床機能の転換や機能・連携の強化を図っていく。

◎ 横手地域と湯沢・雄勝地域
第2回の地域医療構想策定調整会議の開催後、合同の調整の場を設ける。

【検討事項】

- ・各地域の各疾病の医療体制の案と病床機能の分化・連携の方向性の擦り合わせ
（必要病床数（案）の確認も含む。）
- ・2025年の医療提供体制に向けた施策の擦り合わせ

◎ 北秋田地域
第2回の地域医療構想調整会議の開催後、第3回の会議に向けて周辺地域との調整を図る。（必要に応じて合同での会議開催も視野に入れる。）
※関係する周辺地域：大館・鹿角、能代・山本、秋田周辺

【検討事項】

- ・2025年において北秋田地域で不足する医療機能を加味した各疾病の医療体制について
- ・各地域の病床機能の分化・連携の方向性の擦り合わせ（必要病床数（案）の確認も含む。）
- ・2025年の医療提供体制に向けた施策の擦り合わせ

◎ 合同の調整会議において、地域の医療提供体制の現状と2025年の目指す姿とを比較しながら課題を共有し、具体的な病床の機能の分化・連携のあり方の議論において、地域医療介護総合確保基金を活用した事業などとも関係付けをしながら、引き続き構想区域のあり方の議論を継続していく。